

佐賀県立図書館の取り組み

横尾 三津子
(佐賀県立図書館)

1 はじめに

平成16(2004)年2月29日の『佐賀新聞』の一面は「県立図書館 開館時間“日本一”へ」であった。この新聞記事を目にした時、当時図書館勤務ではなかった私には、驚きも喜びもなく、ただ他人事に過ぎなかった。一方で、県立図書館へ人事異動となった場合、通常の月曜日から金曜日の勤務、土・日・祝日休みという働き方ができなくなるな、という安易な考えを抱いたものであった。その1か月後、当時の所属長から異動内示を言い伝えられたが、その異動先は県立図書館で、他人事ではなくなったと感じたことが記憶に新しい。

私は、平成5年に佐賀県に行政職員として採用され、土木事務所、県立病院等の勤務を経て、平成16年4月に県立図書館に配属され、今日に至っている。それから、丸8年の時がたった今もなお、行政職員としては異例(?)の人事で県立図書館に居座り続けている。図書館で働くことの楽しさを覚え、図書館の奥深さ、そして図書館がもたらす住民の笑顔に励まされ、司書資格を取得するために通信教育を始めて、平成24(2012)年3月に司書の資格を取得することができた。この通信教育の期間に出会った人達は、私にとって大きな影響を与えてくれたのである。まだまだ図書館の世界では歩き出したばかりの未熟者であることを御理解いただき、また、これから紹介する取り

組みの評価と課題はあくまで私見であることをあらかじめ申し添えておく。

2 図書館先進県づくりの取り組み—古川県政1期目—

(1) 佐賀県立図書館の沿革

佐賀県立図書館は、大正3(1914)年に鍋島家によって建設され、「佐賀図書館」として業務を開始した。その後、昭和4(1924)年に佐賀県に移管されて、「佐賀県立図書館」となった。現在の建物は昭和38(1963)年に建設され、今年で築50年、来年は、業務開始後100周年の節目を迎えることとなる。

(2) 平成16(2004)年度

「はじめに」の冒頭に書いたように、佐賀県の図書館先進県づくりの様々な取組みの一つ、利用者サービスの向上策として「開館時間日本一」が掲げられた。この頃から、全国〇位という目標設定が、多くの自治体で掲げられるようになったのではなかっただろうか。佐賀県の場合は、これまで休館していた、祝日及び月例休館日(毎月25日)を開館し、また、土曜日の閉館時間を17時から20時へ延長したことで、都道府県立図書館の中で、開館時間日本一となり、時間的制約により図書館利用が困難であった人が使いやすくなった。他方で、この年(平成16年4月)から、嘱託司書を8名雇用し、窓口カウンターでは、全て司書資格を持つものが利用者に対応することとなり、レファレンスサービスの充実を図ることとした。

この嘱託司書の雇用により、専門性を活かしたレファレンスサービスとその後の整理、情報提供、そして、何よりも、住民が図書館へ足を運ぶような仕掛けづくりとしての県立図書館の展示ホールを活用した展示ケースの活用が大きく変化したように感じる。また、これまで休眠状態だった壁面での資料案内、図書館利用の仕方等の掲示により、利用者教育へ目を向けはじめたのである。

(3) 平成17(2005)年度

平成16(2004)年度後半に、県政モニターをはじめとする、各種組合等へ

アンケート調査を行い、毎週の休館日を月曜日から火曜日へと変更した。公共図書館の多くは月曜日休館である。県立図書館から直線距離にして約2キロ離れたところには、佐賀市立図書館があり、休館日をずらすことによって、佐賀市内に限って言えば、県立、市立を問わずに、図書館が常時開館している状態となった。

県立図書館では、平成17(2005)年7月より、個人がインターネットを通じて図書資料の予約・貸出手続きができ、その資料を県内公共図書館、公民館で受け渡しができるサービスを開始している。県立図書館の利用者で、個人のメールアドレスがあれば、誰もが利用の登録ができる(平成17年度登録者211名)。一般に予約と言えば、貸出中の資料への予約と思われるが、当館におけるインターネットでの予約は、在架資料であっても、予約することができるようになっている。

しかし、県内の公共図書館等では、県立図書館のインターネット予約貸出サービスに対して賛否両論があり、県立図書館の利用者に対して、県立図書館の資料を自館で受け渡しすることに反対する声もあがった。県立図書館の利用者であっても、その地域の住民であれば、地域の図書館の利用者になり得るため、家庭にいながら直接県立図書館の資料を予約する前に、まずは地域の図書館を利用していただきたいという、地元根付く図書館ならではの、住民への想いが込められている反対の声であった。このサービスについては、県立図書館の利用者が地元の図書館を訪れる契機にもなるため、地元の図書館では、県立図書館の利用者が来館する際に、自館を利用してもらう工夫をしていただき、利用者の獲得につなげていただきたい。

同時期に、県立図書館から借りた図書資料を、県立図書館に出向くことなく、最寄りの図書館等で返却できるようになった。これについても、県内公共図書館、公民館に協力をいただき、利用者からの返却資料を受け取り、県立図書館へ配送していただいている。そして、身体障害者への図書資料郵送貸出もこの年に始めている(平成17年度登録者12名)。

(4) 平成18(2006)年度

平成16(2004)年度に始まった開館時間の延長、翌年の休館日の変更に続き、この年は、日曜、祝日の閉館時間を17時から20時へと更に延長した。ま

た、各週の休館日を廃止し、月の最後の水曜日のみを休館日とし、全国の都道府県立図書館の中で開館時間が最長となった。開館日は常に9時～20時までとなり、嘱託司書は12名へと増員されたが、この頃から、カウンター業務に従事する者の間で、仕事が過密になってきている。司書の業務は、カウンターで利用者に対応するだけでなく、配架、書架調整、展示計画・準備、新聞からの話題の本や、時事問題等の情報収集、本の修理、レファレンス回答の整理等多くの仕事がある。月に1度の休館日では、職員間のコミュニケーションはもとより、業務の計画を語り合う時間も取れず、また、全館清掃、ワックス掛けや、簡易工事、断水をしてのメンテナンス等全てが、月1日の休館日に集中してしまい、職員研修もままならない状態となってしまった。このため、職員が行っていた購入図書のを、図書の納品と共に書店が整備を行う方法へと変更したり、図書の整理・配架、館内環境美化等のボランティアを募集したりの改善を行ってきたところである。

この年、4月1日の人事異動で図書館に配属された行政職員の一人は、中小企業診断士の資格を持ち、そのノウハウと人脈を活かして、県立図書館でのビジネス支援の足掛かりを形成し、12月には、ビジネス書架を新設し、県立図書館におけるビジネス支援サービスの幕開けとなった。

3 図書館先進県づくりの取り組み—古川県政2期目以降—

(1) 平成19(2007)年度～20(2008)年度

古川県政2期目の「図書館先進県づくり」で私達に課された一番の目標は、人口一人当たりの貸出冊数を全国2位へ、ということであった。平成17(2005)年度、佐賀県の県立図書館及び市町立図書館を合わせた全体の県民一人あたりの貸出冊数(団体貸出含む)は6.70冊で全国3位であった(日本図書館協会『日本の図書館』2005年版)。この時点で、全国1位は、滋賀県の8.91冊、次いで東京都の7.98冊であった。この目標の達成のために、県立図書館では、平成19(2007)年度の資料費予算は、前年度プラス3000万円となり、学校支援用のための図書、専門図書、郷土資料等のより一層の充実を図った。

そして、平成20(2008)年度からは、企画課に企画広報担当が設置され、

図書館の多様な機能や活動・事業についての広報窓口を一本化し、ホームページによる発信、マスコミ等への広報活動にも重点が置かれた。

図書館先進県づくりがスタートして、はじめて県は図書館員、人へ目を向けた。図書館職員が司書資格を取得するための費用が予算化されたのである。各年に1人、計2名（うち1名は、先述の中小企業診断士の資格を持つ者）が別府大学での司書講習受講の機会を与えられ、各々が約2か月かけて資格取得に励み、資格を得、その後には、図書館員を先導する役割を担い続けてきた。この予算の意義は大きかったと思う。しかしながら、残念なことに、司書資格取得のための予算は2か年で終了し、また、その2名は、平成21（2009）年4月1日、24（2012）年4月1日の人事異動で他部署へ異動となった（図書館在職年数は、わずか4年）。佐賀県には専門職としての司書採用がないため、行政職員の有資格者にも人事異動があるが、税金を投じて資格取得した以上は、その個人のためだけの資格にならないように人事面にも配慮してほしいものである。この県費での資格取得とは別に、平成17（2005）年度～19（2007）年度の館長は、個人で通信教育により司書資格を取得された。19（2007）年度末をもって県庁を退職されたが、その後は、学校での読み聞かせの活動をされるなど、今でも県立図書館のユーザーである。

県立図書館と県内の公共図書館及び公民館図書室で組織される佐賀県公共図書館協議会では、「佐賀県公共図書館の設置及び運営に係る今後の方策」（以下「今後の方策」という。）を策定した。

（2）平成21（2009）年度

この年もまた、地域の課題解決支援サービスに取り組むにふさわしい人材が、人事異動により配属された。この職員が過去に県の商工労働部（当時の名称）に在籍した期間に培われた知識と人脈をもとに、平成21（2009）年8月21日、佐賀県商工会連合会及び株式会社日本政策金融公庫、佐賀県立図書館との三者で、ビジネス支援についての業務連携に関する覚書の締結にこぎつけたのである。この業務提携以降は、県立図書館において、月2回のビジネス相談会の実施、ビジネスセミナーの開催へとつながっていった。

ビジネス相談は、佐賀県商工会連合会の指導員、日本政策金融公庫佐賀支店の相談員に加えて、県立図書館の司書が同席することになっており、その

中で、図書館司書は、予め相談者から相談内容を聞き取り、事前に参考図書を準備し相談に臨むこととしている。またビジネスセミナーでは、講師がセミナーで使用される課題に関する本や参考になる本を会場に展示し、その場で貸出ができるようにしている。

平成20（2008）年度に佐賀県公共図書館協議会が策定した「今後の方策」において、最重点課題と捉えられたのは「図書の定期的物流システムの構築」であった。物流システムの構築に向けて、県内の各館が使いやすく、より丁寧に、より早く利用者の手元へ資料を届けられるように議論し、週3回の集荷と配送の物流システムの構図を作りあげ、現在の「佐賀県公共図書館図書物流システム」が完成した。県内の全公共図書館が一つとなって作り上げた大きな財産である（平成22年4月1日稼働）。この物流システムに係る経費は、県立図書館が全額負担している。これは、県内市町立図書館に対するサービスを大きく改善するものとなった。

（3）平成22（2010）年度

21（2009）年の人事異動に引き続き、何事にも前向きで積極的な人材の配属によって、地域の課題解決支援サービスにさらに一步前に踏み出すこととなった。前任地は、雇用労働課である。次なるターゲットは、ハローワークであった。地域のハローワークには、その地域の求人情報のみが置かれているが、県立図書館では県内の全ハローワークの求人情報を提供し、ハローワークの休業日でも県立図書館で求人情報が入手できるようになったのである。

ビジネス支援については、21（2009）年度は、駆け出しの1年目で、22（2010）年度は、慌ただし急速発進の年になったと担当は言う。ビジネス相談の広報活動にも力を注いだのもこの年からだった。また県主催の「SAGAドリームファクトリー2010“超”躍する佐賀の企業展」が、県立図書館周辺の佐賀城内公園一帯で行われ、県立図書館においても、子どもの工作教室を行うなど、多くの企業関係者が訪れるこの機会に、図書館へ足を運んでもらうきっかけを作ろうと、職員の考案で、ビジネス支援のPRを行うこととした。PRでは、ビジネス相談やセミナーの紹介と、これまで県立図書館が行ってきたビジネス相談等から起業に成功した方を紹介するパネル（第1図）を作成し、展示した。

そして、この時期に合わせて、課題解決支援サービスに取り組む有志の公立図書館からなる連携組織「図書館海援隊」プロジェクトに参加し、この年の図書館総合展では、図書館政策フォーラム『「図書館海援隊」ぜよー困ったときには図書館へー』で、ビジネス支援の実践報告をさせていただいたところである。詳細は、佐賀県立図書館ホームページで紹介している



第1図 ビジネス支援関係のパネル展示

(<http://www.pref.saga.lg.jp/kentosyo/business/buisines.htm>)。

「今後の方策」、次なる課題は、「図書館職員の資質向上と研修」であった。佐賀県では、県立図書館主催の県内公共図書館職員向けの研修は行われていない。全てが、佐賀県公共図書館協議会主催の研修となっている。この課題についても、この年、4回の担当者会議を経て、たどり着いた結果は、「外部講師を招いての講義研修はある程度のレベルのものとすること」「新任者、初任者については、各館でOJT（On-Job-Training 職場研修）により対応すること」であった。この後者、OJTで活用できるように、佐賀県公共図書館協議会オリジナルのハンドブック作成を行うこととした。

（4）平成23（2011）年度

住民に光を注ぐ交付金を活用して、展示ホールに展示棚（第2図）を設置し、更なる課題解決型図書館へ向けて進化させた。新設した展示棚には、佐賀県産木材を使用し、この棚を活用して、常設の「医療健康情報コーナー」「法務情報コーナー」「ビジネス支援図書コーナー」を作り、各種団体発行のリーフレット等を展示した。他の展示面には、季節に応じた展示や、時事情勢に対応した展示を行っている。

この年、地元プロサッカーチームのサガン鳥栖が、J1昇格を決め、サガン鳥栖のこれまでを振り返る大規模な展示も行っている。この展示に際しては、従来からサガン鳥栖追っかけのファンの方から、プレミア物の貴重なTシャツを借用して展示するなど、昇格を決めるまでの足跡をた



第2図 展示ホールの法務情報コーナー

どり、サガン鳥栖はもとより、県立図書館にも熱いエールをいただいたのである。

そして、また熱き職員により、県司法書士会の協力を得て、法律相談を開催する運びとなった。相談料は無料で、夕方の開催であるため、昼間お勤めの方にも利用しやすい時間帯で行っている。

行政支援への取り組みも開始した。県自治修習所が行う、県職員向けの能力開発研修の際に、そのテーマに沿った資料を研修室隣のスペースに展示し、研修の休憩時間等を利用して、受講生が手に取って読むことができるようにした。

22(2010)年度に引き続き、「図書館職員の資質向上と研修」をテーマに、ハンドブック作成に取り組み、第1版が完成し、これを以て、「図書館職員の資質向上と研修」をテーマとする、協議会の取り組みは終了した。このハンドブックが活用されることを祈りたい。そして大いに活用していただきたい。ただし、ハンドブック作成がゴールではなく、各人が惜しまず努力することを忘れてはならない。

4 今後の課題

(1) 職員体制の充実と連携・協力

司書は、「本を知る」「人を知る」「本と人とをつなぐ方法を知る」と教わるものだが、これに加えて、「人と人とがつながる」ことが今の図書館には必要ではないかと感じている。佐賀県立図書館の取り組みは、この間の人事異動で配属された職員が持ち合わせた人脈が大きなものを生み出したのではないかと考える。この人達が配属されなかったら、違った数年になっていたのかもしれない。図書館の職員が、平均3年のサイクルで人事異動をすることは、県の各部署との連携につながり、図書館の課題解決の幅が広がるというメリットもある。ただし、一人の職員の人脈に頼り切ったままでは、その職員が異動した後が続かなくなるものである。

これからは、図書館がこんなことも、あんなこともできるということも多くの方に理解してもらうことが大切である。図書館資料を使い、図書館で得た情報を利用した時の住民への還元、貢献度、図書館の多様性と有益性を多くの方に知ってもらってこそ継続できるものである。

そして、佐賀県の図書館先進県づくりに不足している人的面の充実を図るべきである。現在の佐賀県立図書館職員数は正規職員26名、うち有資格者は3名、嘱託職員等20.2名、うち有資格者は16.3名である（公共図書館調査より）。正規職員の有資格者は、行政職員としての採用であり、また資格の有無に係わらず、約3年のサイクルで人事異動となる。そしてまた、嘱託司書も最長3年の雇用となっている。これでは、県立図書館が市町図書館を支援するという役割の中で、人的面での支援は困難である。現実問題として、佐賀県では、県立図書館よりも、市町図書館の司書の方が、経験も長く、知識も深い。何年もかかったが、今、市町図書館と少しずつ連携・協力が進んでいる。この方向をさらに進めていく必要がある。

ある大学の先生が、「司書は行政職員から行政のノウハウを学び、行政職員は司書から司書のノウハウを学べ」と言われたことがある。現在の社会は、数字で効果が示されないと認められない世の中であるため、どうしても行政のノウハウが必要となってくる。司書は嘱託であっても、自治体の施策や行

政の手法を学ぶべきであり、行政職員はそれを伝えていかなければならない。自己判断・自己責任の傾向が強まると言われている社会において、資料提供や情報提供、図書館という空間がもたらす地域に理解される図書館へと更なる進化が必要となってくる。

(2) その他の取り組みの中で (IPM)

平成23(2011)年度に、九州国立博物館で開催された「ミュージアムIPM支援者研修」に自主的に参加した職員数名が、“IPM”の考え方を所蔵資料の適切な保存に役立てる取り組みを勉強会と言う形でスタートさせた。IPMとは Integrated pest management の略で、「総合的有害生物管理」と訳され、農薬だけに依存せず、他の防除手段を複合的に取り入れ、予測される加害因子を予防するなど、農作物を取り巻く環境を総合的に管理するという、元来、農業分野で活用されてきた考え方である。文化財を保存する博物館や美術館でも、加害する昆虫やカビを防除する為に、多量の化学薬剤が使用されてきたが、今日では、文化財を取り巻く保存環境の管理に IPM の考え方を応用する取り組みが始まっている。

この取り組みは、業務としては取り扱われておらず、自主的な活動として、館員の協力のもと、閉架書庫内に温湿度計、トラップを設置し、記録をとりはじめたばかりである。

図書館では、資料保存の専門家がないため、資料を適切に保存し、将来の利用者へも図書館資料を手渡すことができるように、管理するのである。(※県立図書館では殺虫系薬剤による簡易的な燻蒸を毎年、年末年始に実施している。)博物館や美術館は、文化財・美術工



第3図 トラップと捕捉された害虫

芸品などの資料を保存する役割があり、過去は、薬剤駆除が一般的であったが、温度・湿度の管理や紫外線による影響を防ぐこと、昆虫やカビによる被害を未然に防ぐことが要点と考えられ、環境の保全が図られることにより、文化財を守ると同時に環境や人体にも優しい保存方法への転換になると言われ、そこで、IPMの考え方を活用する流れが生まれてきたのである。この考え方を多くの図書資料や郷土資料（古文書）を所蔵する図書館で取り込まない手はない、と立ち上がった当館の有志達を応援している。

第3図は、トラップを設置した結果である。右上に害虫が数匹捕捉されている。図書館の開架書庫と言えば、きれいに整理整頓されている館は少ないと思われる。ダンボールに梱包された資料が、積み重ねられていたり、物置と化してあらゆるものが積み込まれたりしているものだ。図書館資料を保存するためには、その有害物質を排除することからはじめなければならない。ゴミが散乱している箇所は、虫の餌も多い。この有志の一人が、虫を見る目が変わったと言っていた。虫が好むもの、虫が食べてくれるもの、虫の特性を知れば、その資料に害を及ぼす要素を排除することにつながるとのことだ。

平成24（2012）年度は、佐賀県公共図書館協議会で、国立国会図書館が行う資料保存研修を行う予定である。カウンターで利用者に対応していると、資料の修復に関心が集まるが、修復以前に、壊れない、破れない、劣化させないための資料保存、管理を知るところを学ぶ予定である。